

平成 30 年第 3 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

押印掲載
を省略

1 日時 平成30年7月23日(月)15時00分～16時45分

2 開催場所 本庁舎2階 第四委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	大場 剛典
財政局 財政部 契約課 管理係長	岡部 圭子
都市整備局 参事兼技術管理室長	太田 進
都市整備局 技術管理室 技術企画係長	佐々木 健雄
水道局 総務部 企画財務課長	吉田 勝彦
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	根本 大助
水道局 給水部 計画課 技術管理係長	瀬良 利明
水道局 給水部 北管路整備課長	佐藤 勝則
水道局 給水部 北管路整備課 工事第一係長	松岡 裕治
交通局 総務部 財務課長	浅野 真晴
交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長	千葉 和宏
交通局 鉄道技術部 電気課長	黒須 潔
交通局 鉄道技術部 施設課 計画係長	齊藤 豪
交通局 鉄道技術部 施設課 建設設備係長	大内 忍
ガス局 総務部 財務課長	小松 淳
ガス局 総務部 財務課 契約係長	鈴木 貢史
ガス局 お客様サービス部 工事サービス課長	遠山 弘明
ガス局 お客様サービス部 工事サービス課 営業工事第二係長	遠藤 昭裕
ガス局 製造供給部 建設課長	加藤 弘道
ガス局 製造供給部 建設課 主幹兼建設管理係長	小滝 英昭

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2~19) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P20~21) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 30 年 1 月 1 日～3 月 31 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 97 件である。昨年同期は 190 件であり、総契約件数としては、約半数の水準であった。昨年と比しての件数減の要因としては、昨年同期は、補正予算の執行案件が多く、道路舗装工事を数多く発注したこと及び建築、電気、設備と幅広い工事が関係した学校関連工事の発注件数が多かったためである。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 84 件で、内訳は市長部局 56 件、水道局 14 件、交通局 7 件、ガス局 7 件である。</p> <p>指名競争入札は対象案件がなかった。</p> <p>随意契約は 13 件で、内訳は市長部局 3 件、水道局 3 件、交通局 3 件、ガス局 4 件である。</p> <p>(資料 P1~19 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 30 年 4 月 1 日～6 月 30 日)における指名停止案件は 3 件、8 社である。</p> <p>No1~No5 は大きくは 1 つの案件である。基本となる指名停止事由は東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事及び東京港埠頭(株)発注の特定舗装工事及び成田国際空港(株)発注の特定舗装工事において、公正取引委員会から独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)の規定に反する行為について、排除措</p>

		<p>置命令及び課徴金納付命令を受けたものである。公正取引委員会からは3つの異なる指名停止事由を一括して公表されている。この案件に関わったのは、全部で9社あるが、その内仙台市に登録していた5社を指名停止としたものである。</p> <p>指名停止となった5社が、3つの工事事案の全てに関係した訳ではなく、例えば No.5 の鹿島道路(株)は、成田交際空港(株)発注の特定舗装工事にのみ関係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた者と課徴金納付命令のみを受けた者がある。更に、国や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と3つの工事事案毎に扱いを変えた所がある、という状況であった。</p> <p>本市では、それぞれの工事事案毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3つの工事事案毎に9号、10号、11号と別々の案件としたことに倣ったものである。</p> <p>その中で、例えば No.2 の東亜道路工業(株)においては、3つの対象工事全てで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第14号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業(株)及び No.5 鹿島道路(株)の指名停止期間についても短縮したものである。</p> <p>No.6 の(株)永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。</p> <p>No.7 の(株)フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。</p> <p>No.8 の(株)フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により(株)フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。</p> <p>(資料 P20～21 参照)</p>
司会進行	委員長	<p>発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。</p>
指名停止期間の適用期間について	金澤委員	<p>指名停止運用状況の No.1～No.5 の案件において、第14号は6か月以上12か月以下という理解で良いか。</p>
	事務局	<p>その通りである。</p>

	金澤委員	指名停止期間の4か月とは合わないがこれはどうしてか。
	事務局	No.1～No.5 の案件を指名停止としたのは、新しい指名要綱となった平成30年4月以降であるが、本市が知り得た公正取引委員会からの排除命令は平成30年3月28日付けで出されていた。 本年4月に指名停止要綱を改正したことに伴い、指名停止期間も変わってはいるが、新旧の要綱の適用については、違反となる行為が発覚した時点とされているため、旧要綱の規定により4か月としたものである。
対象期間の発注件数が減った補正予算以外の要因について	委員長	発注件数は、前年同期は補正予算の執行のために多かったとのことだが、前々年同期の発注件数もかなり多かった。補正予算を抜きにしても、今回は何か別の原因もあって発注件数が減っているとは考えられないか。
	事務局	入札不調はあるが、何回も不調にならず、この時期までずれこむことは少なくなったと感じている。また、工事を行う時期が平準化してきていることもあるものと考えている。
発注工事の消化状況について	委員長	工事の発注が順調に消化され、平準化が進んでいるのであれば望ましい状況である。
	事務局	入札不調案件はまだあるが、少しずつ落ち着き感はでてきている。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる97件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10件を報告。(詳細は資料 P22 参照)

2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ② (仮称) 緑ヶ丘四丁目公園多目的広場整備工事 (蘆立委員抽出)
- ④ みやぎ台ポンプ場電気設備工事 (高橋委員抽出)
- ⑥ 管整第29-2号 口径150・300・400 耗折立一丁目地内配水本管 (圧力調整弁含) 更新工事 (蘆立委員抽出)
- ⑦ 地下鉄南北線北仙台変電所高圧配電設備等更新工事 (蘆立委員抽出)

◆随意契約

- ⑨ 地下鉄南北線台原駅外1駅動力監視制御設備中央処理装置更新工事
(金澤委員抽出)
- ⑩ (仮称) イオン仙台卸町ショッピングセンター新築ガス設備工事
(水野委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「②（仮称）緑ヶ丘四丁目公園多目的広場整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、緑ヶ丘四丁目公園多目的広場の整備工事である。工事概要としては、公園多目的広場の敷地造成工，給水設備工，雨水排水設備工及び舗装等園路広場整備工などを行うものである。内容としては、地震時に大きく動いた土地の跡地活用として包括的に行う整備工事一式である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型Ⅰ型（土木型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分は特定と一般どちらも可能，所在地要件（仙台市内に本店を有すること），格付評点（土木工事の格付評点が750点以上），国又は地方公共団体等が発注した土木工事の施工実績及び配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は2社で，開札前に辞退した1社を除く，1社による電子入札を行い，開札の結果，（株）鈴木建設を落札候補者とした。後日，技術資料等の審査を経て，同社を落札者と決定したものである。</p> <p>（詳細は資料 P27～30 及び P59 参照）</p>
工期が年度を跨ぐ際の措置について	水野委員	これは、工期が年度を跨ぐ事案だと思うが、年度を跨がない工事もある中で跨ぐ工事では何か調整が行われているのか。
	事務局	<p>予算的な話として、例えば国の予算が入る場合、国の承認を得ないと予算の繰り越しができないため、発注段階では、年度内工期とする必要があるため、このような工期としている。</p> <p>ただし、工事業者への説明では、現場説明書で実際の工期となる延長期間を仕様として明記することで対応している。これにより適正な工期が確保されていることは理解して頂いているところである。</p>
本事案の完結について	水野委員	この工事事案は完結しているのか。
	事務局	未だ終わっていない。
工期が3月31日迄ではない理由について	水野委員	工期が平成30年3月30日迄となっているが、3月31日迄としていないのは何故か。
	事務局	平成30年3月30日が金曜日となっており、本庁発注工事では原則として工事の検査を行う日を平日としているためである。
工事名の（仮称）について	水野委員	本事案は工事名に（仮称）とあるが、これにはどういう意味があるのか。
	事務局	議会の承認を得て正式に決まる前の事案の表記は（仮称）扱いとなるためである。

	水野委員	ずっと仮称のままなのか。
	事務局	これは工事の発注段階では決まっていないということで、工事が完成する迄の期間に決まるものである。
入札参加資格を持つ業者数及び入札参加が少ない理由について	高橋委員	入札参加申請があった2社の内、1社が辞退しているが、本事案の入札参加資格を満たす市内に本店のある業者は何社あるのか。
	事務局	条件を満たす名簿掲載業者数は145社である。入札参加条件を満たす業者が多いにも拘わらず実際の入札参加が少なかった案件であるが、工事を行う場所が狭いという地形的な厳しさも影響したのかもしれない。
	高橋委員	大型の建設機械の搬入などが難しい工事場所なため、入札が敬遠されたという理解で良いか。
	事務局	その他に大きいのが、時期的に年度末でもあり、技術者の確保が難しい時期だったことと推測している。
配置予定技術者の条件について	蘆立委員	本事案では配置予定技術者の条件のうち、施工管理経験は「なし」としているので対象となる技術者の枠が広がっているのではないか。
	事務局	本事案の工事内容は、敷地の造成などであり、特殊性はあまりなく特に難しいものではないため、技術者の条件は緩和して広げてある。
配置予定技術者の施工経験をなしとしたことと総合評価の技術者の経験などを能力として評価することのバランスについて	蘆立委員	本事案は総合評価方式が適用されており、配置予定技術者の能力として配置予定技術者の過去の経験が点数評価されている。他方で、施工管理経験なしにまで条件を緩和して枠を広げたことは総合評価とは相反する意味になると思うが、この点に関してのバランス等はどのように考慮したのか。
	事務局	技術者の判断要件として、入札参加資格の技術者配置と総合評価の技術者の能力がある。入札参加資格については、なるべく入口を広げ参加させたい。しかし、次の段階での総合評価ではやはり技術力を見るので、そこは適切に評価し、点数づけをする、ということで考えている。

「④みやぎ台ポンプ場電気設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、みやぎ台ポンプ場の電気整備工事である。工事概要としては、みやぎ台ポンプ場建設工事に伴う受変電、負荷、自家発電及び計装の設備工事一式を対象とした電気設備の新設工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札総合評価簡易型Ⅰ型(プラント型)とした。工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分は特定、所在地要件(仙台市内に営業所を有すること)、格付評点(電気設備工事の格付評点が800点以上)、国又は地方公共団体等が発注した公共下水道、流域下水道又は都市下水路の処理場又はポン</p>

		<p>プ場の電気設備（高圧に限る。）の新設又は更新工事の施工実績，配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 8 社で，8 社による電子入札を行い，総額判断基準価格を下回った入札が 8 件，うち失格基準価格をも下回る入札が 3 件ある中で，残る 5 社中評価値が最も高い産電工業(株)を落札候補者とし，技術資料等を審査の結果，同社を落札者と決定したものである。</p> <p>（詳細は資料 P35～38 及び P61 参照）</p>
失格基準価格の取り扱いについて	委員長	<p>入札参加者数が 8 社，落札率は 89.61%と競争性は確保されてはいるが，落札者と失格となった 3 社との間で総額には殆ど差がない中で，失格基準価格の妥当性について，考慮すべき点はないのかという思いが残る。この点について，何かすっきりさせる方策はないものなのか。</p>
	事務局	<p>失格基準価格については，国からの参考となる基準が示されており，各地方公共団体はそれに従って対応している。特に，近年の品確法の考え方では，入札参加企業の利益も十分に考慮することになっている。</p> <p>適正な価格で適正な競争という原則の下で，国に準拠する形で地方は失格基準価格には十分配慮している。本市も勿論，同様の対応をしているところである。</p>
入札参加資格の配置予定技術者の条件について	水野委員	<p>P35 の抽出事案説明書の入札参加資格の配置予定技術者の条件には，「施工管理経験（完成年度は問わない）」とあるが，他の事案の中には，完成年度の記載がないものもある。完成年度は問わないというのが基本なのか。</p>
	事務局	<p>技術者については，ご指摘のとおり完成年度は問わないのが基本である。</p>
	水野委員	<p>工事の方法について昔と今では違いがあり，進展していくものだと思う。それに伴い施工管理にも違いが生じていると思うが，その違いにかかわらず，完成年度は問わずに施工管理経験有りという扱いになるということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。更に，施工管理経験に付いては，以前勤務した他の会社での経験も有効である。あくまで施工実績と認められる工事での施工管理経験を求めているものである。</p>
地元とそれ以外の企業の表記と地元企業の入札参加について	水野委員	<p>本事案への入札者の内，東北支社や東北営業所という記載のない会社は地元企業ということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。地元には本社のある企業であり，その内の 1 社が落札者と決定したものである。</p>
	水野委員	<p>本事業では地元には本店のある企業の入札参加は 2 社であるが，同様の参加要件を満たす地元企業はどれ位あるのか。</p>
	事務局	<p>電気設備工事で名簿に登録されている格付け評点 800 点以上の地元企業は 60 社程ある。但し，本事案はポンプ場というプラントでもあり，地元企業の</p>

		みでは施工可能業者数が限定され、数社程度の入札参加しか見込めないのが実状である。入札参加が数社では競争性に問題があるため、「市内営業所」まで範囲を広げて競争性を確保したものである。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------

「⑥管整第 29-2 号 口径 150・300・400 耗折立一丁目地内配水本管（圧力調整弁含）

更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、折立一丁目地内の圧力調整弁を含む配水本管の更新工事である。工事概要は、既設配水管を耐久性に優れたダグタイムル管に更新することで、中原水系のループ化を目的とした工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型 I 型（配管工事）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分は特定と一般どちらも可能、所在地要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（工事規模等から水処理施設工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績として、国又は地方公共団体が発注した上水道送配水管布設工事、配置予定技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社、入札参加した 1 社による電子入札を行ったところ、渡辺建設工業(株)を落札候補者として、技術事項審査委員会における技術資料等の審査の結果、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>（詳細は資料 P43～46 及び P63 参照）</p>
入札参加資格を持つ企業数について	金澤委員	入札参加資格を持つ対象となる業者数は何社位あったのか。
	事務局	水処理施設工事の格付け評点 750 点以上を持つ企業は 50 社程あった。
入札参加者が少なくなった原因について	金澤委員	50 社が参加可能な事案なのに入札参加が 1 社しかなく、入札価格は予定価格とほぼ同額水準になっているが、工事の難易度が高くて入札参加が少なかったということか。
	事務局	本工事は現場はかなり交通量が多く、工事の際余計な手間が多く掛かることから敬遠されたものと推察している。
総合評価調書の表中の斜線の意味について	高橋委員	P46 の総合評価調書の表中にある斜線は何を意味しているのか。
	事務局	配管工事においては、調書の表中の評価項目のうち、欄にバツ印が付されているものは評価の対象になっておらず、評価対象以外の項目の評価点の欄を斜線表記したものである。
	高橋委員	例えば、評価項目の「チ 緊急工事登録等への取組み実績」などは、本事業案では評価対象外なので斜線が引いてあるという理解で良いか。
	事務局	その通りである。

入札者数を増やす対策について	蘆立委員	P12の工事一覧表では、配管工事への入札者数が少ないのが一般的な傾向の様だが、これでは業者間の競争が働き難いのではないかという懸念がある。 入札参加が可能な業者の枠を広げるなど何か対策は取れないのか。検討しているのであれば教えて欲しい。
	事務局	建設業許可の区分を特定だけでなく一般も対象にするなど対策を試行しているが入札参加は少ないのが実状である。
所在地要件の範囲を広げて競争性を確保することについて	金澤委員	同様の工事案件で今後も入札参加が少ないことが予想されるのであれば、所在地要件を「市内営業所」まで広げて競争性を高めることは検討しないのか。
	事務局	配管工事は、特別に高い技術力が要求される工事ではない。それだけに原則として地元企業が優先して入札参加できるよう規定のとおり進めていきたい。但し、入札における競争性は大事なことであり、ご指摘の点も踏まえて今後検討して参りたい。
入札不調について	委員長	本報告対象期間中の配管工事の入札不調はどうだったのか。
	事務局	配管工事では今回の対象期間だけでなく不調は殆どないのが実状である。

「⑦地下鉄南北線北仙台変電所高圧配電設備等更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線北仙台変電所の高圧配電設備等についての更新工事である。工事概要は、変電所において、老朽化した高圧配電設備及び所内電源設備を更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅰ型（プラント型）適用とした。工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえ、入札参加資格として、「建設業許可の区分については特定と一般どちらも可能」、所在地要件については「仙台市内に営業所を有すること」、格付評点については「工事規模等から電気設備工事の格付評点が850点以上」、施工実績については、「受変電設備における高圧配電設備の新設又は更新工事の元請負人としての実績があること」と設定したほか、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は4社で、4社による郵便入札を行い、総額判断基準価格を下回った入札が3社、うち失格基準価格を下回る入札が2社ある中で、残る2社中評価値が高い富士電機(株)東北支社を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P47～50 及び P64 参照)</p>
見積金額の	水野委員	本事案と同種の工事の積算、見積りは難易度が高いのか。そのため、入札

業者間の違いについて		者間における見積金額にバラツキが生じることは一般的な傾向なのか。
	事務局	地下鉄の変電所のスペースには限りがあり、設備の更新時に機器を一旦仮設する工程が介在するという特殊事情がある。その際、どのように機器を仮置きするかのご想定の違いにより、見積り金額のバラツキが生じることがある。
	水野委員	見積金額の違いの最大の要因は、機器製作費という理解で良いか。
	事務局	違いの要因として、機器製作費及び人件費にも影響する機器の仮置きの仕方の違いなどが変動要素となっていると考えられる。
機器製作メーカーの競争優位について	水野委員	業者間において、見積金額の違いだけでなく、入札額と予定価格との開きも大きい案件であるが、総合評価としての補正はあるものの、自社で機器製作を行っているメーカーの方が金額的には競争優位だと感じるがそういうものなのか。
	事務局	ご指摘の点は、一般的に見られる傾向である。
メーカー以外の入札参加状況について	水野委員	機器製作面で優位性のないメーカー以外の企業は、入札に参加しても不利だと感じ敬遠しがちになっているのではないか。
	事務局	同種の工事でもメーカー以外の地元企業は入札に参加しており、特に敬遠されている状況ではない。
市内営業所の扱いについて	水野委員	所在地要件を「市内営業所」としているのは、今まで説明のあった状況を踏まえてのことか。
	事務局	前回の委員会でも同種の工事でご指摘のあった点ではあるが、2月の時点では「市内営業所」まで間口を広げて対応したところである。
メーカー以外の地元企業への救済的配慮及びその視点での純工事費の扱いについて	金澤委員	メーカーではない地元企業は、機器製作費の部分での競争力を持たないため、純工事費の積算で価格を下げ失格となっているように感じる。同種の工事に関しては、この点について何らかの考慮はできないものなのか。
	事務局	失格となる基準が定められており、現時点でご指摘のような考慮は行えない。
	金澤委員	調達面で機器製作費の扱いに明らかに有利、不利のある案件では純工事費の失格基準を下げるなどの考慮を検討して頂きたい。
	水野委員	現在の失格基準価格の扱いは、適正な競争性を確保する上では有効な仕組みだとは思いますが、一般的に市内本店の会社が頑張してほしいという気持ちがある。 メーカーのみがいつも極度に有利だと思われると、地元企業の諦めに繋がらないか、仮に落札しても薄利で魅力のないものにならないか、という懸念がある。地元企業を支援し、後継者の育成を促す意味でも、適切なルールの検討をお願いしたい。
	事務局	純工事費は、工事に係る直接経費なので失格基準を下げることは落札企業の適正な利益を奪うことに繋がりがかねない。また、純工事費を下げ過ぎるこ

		とで現場管理費や一般管理費等にしわ寄せがいく。そのことがまた、後継者の育成にも影響するのではないかと心配である。なかなか解決策が見つけない難しい課題である。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------

「⑨地下鉄南北線台原駅外1駅動力監視制御設備中央処理装置更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線台原駅を含む2駅の動力監視制御設備中央処理装置の更新工事である。工事概要は、地下鉄南北線台原駅及び河原町駅の動力監視制御設備の中央処理装置を更新する工事である。</p> <p>入札方式は、特命による随意契約とした。入札方式の決定にあたっては、対象となる設備が、施工業者の独自の技術により製作・施工されており、中央処理装置は、駅営業にかかる動力・空調・衛生・防災設備の監視・操作及びスケジュール制御を行っている実状を特に考慮することが必要である点を重視した。</p> <p>業者の選定に際しては、他業者による施工で不確実であると地下鉄運行に重大な支障をきたす恐れがあるため、施工業者のパナソニックESエンジニアリング(株)北海道・東北支店を特命したものである。</p> <p>尚、特命とする根拠条項は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号(随意契約)。その内容は、「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」である。</p> <p>(詳細は資料P54～55及びP66参照)</p>
特命随意契約にも拘わらず低い落札率となったことについて	金澤委員	<p>私がこの案件を抽出事案の中から選定したのは、落札率が66.80%と極めて低かったためである。通常、特命随意契約の落札率は極めて高く100%に近い水準だと思うが、この案件の低い落札率が実現した要因を知りたい。</p>
	事務局	<p>予定価格の積算にあたって見積りを行っているが、予定価格の根拠として見積りと実際の入札金額には大きな違いが生じている。この原因として考えられるのは、予定価格が特命予定の企業から提出された見積りに実勢掛け率を乗じて算出しているためである。</p> <p>実勢掛け率は、同様の工事案件の過去4年間の見積りと入札金額の実績値内訳の比率を平均して算定したものである。実勢掛け率は、今回成約に至った業者だけでの実績値ではなく、他の複数社を含む混合率であるためズレが生じたものと考えている。</p>
	高橋委員	<p>実勢掛け率の算定において複数社の実績を用いているためズレが生じたことだが、それにしても予定金額と見積金額の差が大き過ぎるのではない</p>

		か。また、そもそも当該入札企業がどうして見積金額でこれ程までに低い落札率となるものを出してきたのかが腑に落ちない。
	事務局	<p>確かに各社の過去の実績値を積み上げ平均化した掛け率を用いているのに予定価格と見積金額で凡そ30%もの格差が生じているのは疑問を感じさせる点かとは感じている。</p> <p>しかし、掛け率自体が年々数%程度下がっている傾向にあり、ぎりぎりを狙った見積金額を出してくる状況ではない。また、実勢掛け率を用いて予定価格を適正化する狙いとは裏腹に見積金額との差が広がる傾向は悩ましい課題である。</p>
	委員長	今後、見積りの実勢価格を含めた検討により見直しが考えられるということか。
	事務局	実績をベースとした実勢掛け率を続けていくと、今後も同様の傾向が続くと考えられる。ここまで予定金額と見積金額に差が広がるのであれば、ご指摘通り見直しが必要だとは感じている。
更新工事時に金額参考情報を収集することによる将来の更新時への活用について	蘆立委員	<p>今回は随意契約なので、本事案の工事をどこに発注するかは決まっていたはずである。前回も同じ中央処理装置で更新工事契約があったのであれば、その際に今後の更新工事はどの位の額でできるのか、という参考情報を業者に出して頂いたりはできないのか。</p> <p>次回の更新工事の見積りに向けて、予定金額と見積金額の差が大きくならないような工夫や対応は難しいことなのか。事実上、中央処理装置の見積りで低い金額を入れても、更新の工事が高くなれば適切な方法かどうか問題が有る様に思える。</p>
	事務局	今回の中央処理装置の更新工事は、15年に1度位の頻度で行っており、最初の設備装置の導入は30年前に遡る。その際に示された金額が30年後にも妥当性を持つと事前に想定することは難しいことである。
予定金額の開示について	水野委員	随意契約における予定金額は事後に開示されるのみか。
	事務局	特命随意契約は、見積金額を提示する業者が予め決まっているので予定金額の事前開示は行わない。
	水野委員	予定金額が高くて見積金額との差が大きい状況は、高めの見積金額を入れれば過剰な利益幅を得ることも可能かも知れない。その面からも適切な掛け率の設定は大事なことだと思う。
	金澤委員	予定金額が高めに設定されていることが、同種工事において事後であれば、それを参考にして高めの見積金額へと繋がらないかが心配である。同種の工事は近々予定されているのか。
	事務局	南北線には17駅あり、来年度も同種の工事は予定されている。

「⑩(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンター新築ガス設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンターの新築ガス設備工事である。</p> <p>工事概要は、若林区卸町一丁目のイオンの新たな商業施設である新築SRC造り6階建ての(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンターへ都市ガスを供給するための施設内及び建物内のガスの配管設備工事である。</p> <p>入札方式は随意契約である。ガス工事においては、お客様の施設内、建物内の配管工事を行う際には、必ず本市ガス局がお客様からガス工事の申し込みを受け、これを基にガス局とガス局が公認したガス工事人資格を持つ業者との間で請負契約を締結し、工事を発注することと決められている。</p> <p>これはガス工事を安全に行うため、仙台市ガス供給条例に基づき本市ガス局から公認を受けたガス工事人しか工事を行えないためである。また、本事案の様なお客様が所有権を持つ敷地内、建物内のガス工事では、お客様から設備工事を受注した業者がガス設備業者を指定するのが一般的である。</p> <p>特命による随意契約を行う理由は、当該建物に係る設備工事を受注した設備業者から、本市公認のガス工事人資格を持つ(株)村上瓦斯工業所をガス設備工事の施工業者として指定されていたためである。</p> <p>尚、特命とする根拠条項は、地方公営企業法施行令第21条の14第2項第2号(随意契約)。その内容は、「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」である。</p> <p>(詳細は資料 P56～57 及び P67 参照)</p>
工事人登録について	委員長	<p>因みに本事案で契約を締結した(株)村上瓦斯工業所は、仙台市公認の第一種のガス工事人として登録されているということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。</p>
予定価格の積算について	委員長	<p>本事案の様な随意契約における予定価格の積算はどのように行われているのか。</p>
	事務局	<p>通常、本市が行う方法によりガス局で積算している。</p>
仙台市を通して随意契約を締結する理由について	水野委員	<p>本事案のような工事では、通常受注した設備会社がガス設備業者を指定するのが一般的とのことだが、ガス自体を仙台市が供給してはいても、仙台市ガス局を経由して随意契約を結ぶ必然性が感じ取れない。これは単に手続きとしての慣行なのか。</p>
	事務局	<p>ガス事業法に基づいて事業を進めており、その中で設備などのガス工作物</p>

		<p>に関しては、経済産業省令に定める技術上の基準に適合することが求められている。</p> <p>本事案などの特殊なガス工事については、本市ガス局の様なガス事業者から公認を受けたガス工事人と請負契約を締結することとされている。</p>
	水野委員	ガス事業全般に亘り、その様な前提があるのか。
	事務局	<p>都市ガス事業を担う業界では、事業者を必ず通すことになっている。</p> <p>補足になるが、ガス事業では安全性が最も重視されることからガス管に代表される工作物の保安責任が問われる。そのため、所有権がお客様にある設備でもガス局が保安責任を持たなければならない。このことから、ガス局が監督して責任を持って設備の施工を行わせる体制としているものである。</p>
本事案とは別途行うことになる工事の契約について	水野委員	P56 抽出事案説明書の工事概要説明で、テナントのガスメーター取付は別途工事とあるが、これは本事案とは別に改めて随意契約として取り扱われることになるのか。
	事務局	それぞれのテナントについて、別途本市ガス局で積算を行う。但し、金額規模が小さい個別のテナントの扱いでは、他のガス事業者も同様であるが、経済産業省への届け出による工事単価があり、それを基に積算し、お客様からの工事申し込みを受けて、ガス局が工事完了まで取り扱う仕組みになっている。
契約手続きの進め方について	水野委員	抽出事案説明書の備考のところ、見積通知から見積合せ、契約へと随意契約でもあり短期間に行われたことは理解できるが、手続きを1日ずつ取って進めているのはどうしてか、
	事務局	ガス工事の契約は、同様の手続きで進められることが多く、慣れているため短期間で手続きが可能ではあるが、手続きを進める段階では確認作業を含めて各々1日程度は必要となるためである。
	水野委員	契約の手続き段階が進む毎に主に確認が必要な内容は金額面になるのか。
	事務局	その通りである。

「全体を通しての質疑」 について

論点等	発言者	発言内容
総合評価調書の整理番号について	水野委員	総合評価調書の「2. 評価点一覧」内の整理番号はどこに関係しているのか。
	事務局	<p>整理番号の下の欄に会社名が入っているが、実際の審査に用いる総合評価調書には入札参加者の整理番号のみが入っており、会社名は入っていない。</p> <p>総合評価調書に会社名を入れないのは、落札企業の決定過程に入札参加者の情報を絡ませないためである。内部で決裁を仰ぐ際には、企業名は入れな</p>

		いこととしており、あくまで内部的な事務処理上の措置である。
	水野委員	監視委員会の資料としては、会社名だけでなく整理番号も入っていた方が 良いのではないか。
	事務局	今は、総合評価調書の元々の様式を入札等監視委員会用に会社名を入れて お示ししている。実際の総合評価委員会では、会社名を入れると恣意的判断 が入る疑念を生じることから、それを防ぐために会社名は入っていない。 入札等監視委員会では、過去に会社名がわからないと入札過程の因果関係 が捉えにくいという意見があり、現在お示ししている様式としたものである。 入札参加者と落札者の整理番号は以前は一致しなかったが、今はその点は 改善されている。整理番号は、入札等監視委員会用に入れることは可能なの で、今後事務局で対応させて頂きたい。
施工管理経験の完成年度表記について	水野委員	P51 抽出事案説明書の入札参加資格について、配置予定技術者の条件で施 工管理経験の完成年度は問わないとあるが、施工実績では完成年度が示され ている。整合性の観点から統一して欲しい。
	事務局	統一することとして行く。
総合評価調書の評価点の扱いについて	金澤委員	総合評価の評価点はいつの時点で決められ、当該企業も知っているものな のか。
	事務局	当該企業も知っているという前提で入札時に技術資料として自社の評価点 を提出させ、総合評価委員会で妥当性を評価している。例えば、P38 の調書 では評価項目クとケの項目で「再」と入れられている企業があるが、これは 審査の結果、点数が変わったことを示している。
総合評価調書の評価項目の違いについて	高橋委員	総合評価調書では、案件によって評価項目が異なっている。例えば、P46 の調書の評価項目「コ 優良企業表彰歴」が線で消されているのは何故か。
	事務局	コの SAFETY 優良企業表彰歴は、国土交通省が扱う工事において、安全 性に配慮した施工が対象となる評価項目である。そのため、表彰歴があれば 加点されるものだが、水道局案件には過去 2 か年度に対象となる市内本店企 業が存在しないために項目を削除したものである。 また、他の評価項目の中にも、本庁契約課が扱う工事案件以外では対象に ならない評価項目もある。その場合は、担当する各公営企業等が、必要に応 じて評価項目を追加または削除しているものである。
	高橋委員	線による評価項目削除の意味がわからなかったので質問したが、了解した。
	事務局	総合評価には、簡易型適用 I 型適用として、プラント型等の色々な型式が あるが、標準的な型式から評価項目が削られ標準とは異なる評価項目となっ ている場合も多い。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は金澤委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成 30 年 11 月 1 日（木）10 時からの予定である。

7 閉会